

胎内市公募型指名競争入札に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、胎内市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。)及び業務(建設工事に係る調査、測量又は設計その他の業務をいう。以下同じ。)について契約の相手方を決定するに当たり、あらかじめ入札参加を希望するものを募集し、それらの者の中から入札参加者を指名する入札方法(以下「公募型指名競争入札」という。)を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)及び胎内市財務規則(平成17年胎内市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 公募型指名競争入札の対象となる建設工事及び業務(以下「対象工事等」という。)は、原則として予定価格が500万円以上のもののうち、規模、性質等により公募型指名競争入札の適用が適当と市長が認めるものとする。

2 市長は、前項の規定による対象工事等を指定するときは、胎内市請負工事等指名委員会規程(平成17年度胎内市告示第11号)第2条の上申を尊重して決定するものとする。

(公募型指名競争入札の公告)

第3条 市長は、公募型指名競争入札を行おうとするときは、施行令第167条の6及び規則第123条の規定に基づき、胎内市公募型指名競争入札公告(様式第1号)により、公告を行うものとする。

(工事の公募標準)

第4条 工事の公募標準(以下「標準」という。)は、胎内市建設工事入札参加資格審査規程(平成17年胎内市告示第10号)第6条に基づき格付けされた等級に対応する。ただし、次の各号のいずれかに掲げる工事については、標準に関係なく公募できるものとする。

- (1) 特殊な技術、経験又は機械を必要とする工事
- (2) 標準どおりの公募を行っても、入札参加申し込みが少ないと予測でき、競争が十分に確保されないと認められる工事

(入札参加資格)

第5条 公募型指名競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に規定する者でない者

胎内市公募型指名競争入札に関する要綱

- (2) 胎内市建設工事入札参加資格審査規程(平成17年胎内市告示第10号)第6条第1項の入札参加資格者名簿に登載されている者
 - (3) 入札参加申請を行う日から入札執行日までの期間において、胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成17年胎内市訓令第38号)による指名停止措置を受けていない者
 - (4) 入札参加申請日現在で建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的な事項の審査を受け、総合評点が算出されている者
 - (5) 対象工事等において、建設業法第26条の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある監理技術者又は主任技術者(同法第7条第2号ハに該当する者に限る。以下「国家資格を有する主任技術者」という。)を配置できる者
- 2 公募型指名競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)が共同企業体(複数の企業体が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体をいう。以下同じ。)である場合は、当該共同企業体の構成員のすべてが前項に掲げる条件を満たしていること。
- 3 市長は、前2項に定めるもののほか、対象工事等ごとに必要な入札参加資格を定めることができる。

(入札参加申請)

- 第6条 入札参加希望者は、市長が指定した期日までに、胎内市公募型指名競争入札参加申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)を市長に持参により提出しなければならない。
- 2 入札参加希望者が共同企業体である場合は、前項に規定する申請書のほか、市長が指定した期日までに、次に掲げる書類を、市長に持参により提出しなければならない。
- (1) 共同企業体協定書
 - (2) その他別に指定する書類

(入札参加者の指名選考)

- 第7条 入札に係る参加者の指名は、申請書等の審査の結果、適格と認められる者のうちから、胎内市建設工事等指名業者選定要綱(平成17年度胎内市告示第11号)の規定に基づき、行うものとする。
- 2 第1項の場合において、申請書等の審査の結果、適格と認められる者が1者のとき、又はいないときは、入札を行わない。
- 3 第1項の規定により指名する者を決定した場合は、速やかに発注する工事等に係る入札参加者として指名し、入札参加者にその旨通知するものとする。

(非指名業者へ理由の説明)

胎内市公募型指名競争入札に関する要綱

第8条 第6条の規定により入札の参加の申請を行ったにもかかわらず、指名されなかった者は、市長が指定した期日までに、その理由について書面により説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により、説明を求められたときは、胎内市公募型指名競争入札非指名理由説明書(様式第3号)により回答するものとする。

(入札参加者の指名の取り消し)

第9条 市長は、第7条第1項の規定に基づく指名後において、指名された者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該指名を取り消すとともに、その旨を通知するものとする。

- (1) 第5条に掲げる要件に該当しなくなったと認めたとき
- (2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき
- (3) 不正又は不誠実な行為があった場合、又は経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつて、入札参加を認めないとき

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年5月1日から施行する。